

岡山県発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において発達障害のある人への支援に現に携わっている者等を岡山県発達障害者支援キーパーソン（以下「キーパーソン」という。）として登録し、キーパーソン間の多職種連携支援の促進及びキーパーソンのスキルアップの支援並びに発達障害のある人及びその家族への個別支援に係る協力要請に必要な事項を定めることにより、発達障害のある人へのライフステージを通じた一貫した支援を提供できる県内支援体制の整備に資することを目的とする。

(実施機関及び業務)

第2条 この要綱に規定する業務の実施機関は、岡山県保健福祉部障害福祉課とする。

2 実施機関は、次の業務を行う。

- (1) キーパーソンの登録、更新、変更及び取消に関する業務
- (2) キーパーソンの活用・支援に関する業務
- (3) キーパーソンへの情報提供及び多職種連携に関する業務
- (4) 前3号に掲げるものの他、前条の目的を達成するために必要な事業

3 前項の業務は、適切に業務を実施することができる実施機関が認める社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(登録の種類)

第3条 キーパーソンの種類は次のとおりとする。

- (1) 発達障害者支援キーパーソン（実践者）（以下「実践者」という。）
- (2) 発達障害者支援キーパーソン（アドバイザー）（以下「アドバイザー」という。）

(登録の要件)

第4条 実践者としての登録の申込ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該事業の趣旨に賛同し、発達障害の特性の理解を基に、自らが有する知識及び技法をもって積極的に発達障害のある人への支援活動を行う意欲があると認められる、岡山県内に在住又は岡山県内の事業所等で勤務する者とする。

(1) 岡山県が実施する次の研修の修了者

- ア 就学前後における関係機関連携強化事業に係る小・幼・保合同研修

イ 発達障害児（者）支援医師研修

ウ 発達障害児支援保育士研修

(2) 特別支援教育コーディネーターに指名された教諭

(3) 岡山県ペアレントメンター登録者

(4) 市町村発達障害者支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

(5) (1) から (4) に規定する者と同等と実施機関が認める者

2 アドバイザーとしての登録の申込ができる者は、前項（1）に掲げる研修の講師の実績がある者あるいはそれと同等の指導的な立場にあると認められる者であって、当該事業の趣旨に賛同し、発達障害の特性の理解を基に、支援者の養成あるいは後進の育成を積極的に行う意欲があると認められる者とする。

（登録）

第5条 キーパーソンとしての登録を希望する者は、岡山県発達障害者支援キーパーソン登録申込書（様式第1号）を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の申込に対し、第4条に規定する要件に適合すると認められるときは、実施機関はキーパーソンとして登録し、岡山県発達障害者支援キーパーソン登録通知書（様式第2号）により通知する。

□

□（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は3年とする。ただし、初回の登録の有効期間は、登録の日から3年を経過する日までの間に到来する最後の3月31日までとする。

□（登録の更新）

第7条 第5条の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、登録の更新をするときは、前条に規定する有効期間の満了日までに、岡山県発達障害者支援キーパーソン登録更新申込書（様式第3号）を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の申込に対し、適当と認めるときは、実施機関は岡山県発達障害者支援キーパーソン登録更新通知書（様式第4号）により通知する。

（登録の変更）

第8条 登録者は、登録した事項に変更が生じた場合は、岡山県発達障害者支援キーパーソン登録変更届（様式第5号）を速やかに実施機関に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 実施機関は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、そ

の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき
- (2) 当該登録者から取り消しを希望する旨の申出があったとき
- (3) その他、登録の取消しが適当と実施機関が認めたとき

2 実施機関は、前項の規定により登録を取り消したときは、岡山県発達障害者支援キーパーソン登録取消通知書（様式第6号）により、本人に通知する。

（登録者の情報の提供等）

第10条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、県発達障害者支援センター（以下「センター」という。）に対し、提供についての同意を得た登録者のすべての情報を提供することができる。

2 実施機関は、第1条の目的を達成するため、コーディネーターを配置する市町村（以下「配置市町村」という。）に対し、配置市町村内に在住又は勤務する、第1項に規定する情報提供の同意を得た実践者としての登録者（以下「実践登録者」という。）の情報の内、氏名及び支援分野に関する情報を提供することができる。

3 コーディネーターを配置していない市町村は、実施機関に対し、実践登録者の情報の提供を要請することができる。

4 実施機関は、前項の要請について、第1条の目的に合致すると認めた場合は、当該市町村内に在住又は勤務する、第1項に規定する情報提供の同意を得た実践登録者の情報の内、氏名及び支援分野に関する情報を提供することができる。

5 実施機関は、第1条の目的を達成するため、アドバイザーとしての登録者（以下「アドバイザー登録者」という。）に係る情報の内、氏名及び支援分野をホームページ等で公開するものとする。

（照会等）

第11条 実践登録者は、日常の支援活動を行う上での課題等に関し、センターに対し、照会若しくは間接的な支援の要請（以下「照会等」という。）を行うことができる。

2 実践登録者は、前項の照会等を行うときは、原則として、文書を実施機関に提出することにより行うものとする。

3 センターは、第1項の照会等について、対応に努めるものとする。

4 実践登録者は、日常の支援活動を行う上での課題等に関し、アドバイザー登録者に対し、照会することができる。

5 実践登録者は、前項により照会するときは、原則として、文書を実施機関に提出することにより行うものとする。

6 アドバイザー登録者は、前項の照会に対し、アドバイスに努めるものとする。

(個別支援)

第12条 実施機関及び配置市町村は、第1条の目的を達成するため、アドバイザー登録者に対し、発達障害のある人及びその家族への個別支援に係る協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、文書により行うものとする。

3 実践登録者に対しては、発達障害のある人及びその家族への個別支援に係る協力の要請は行わないものとする。

(研修等)

第13条 実施機関は、第1条の目的を実現するため、登録者に対し、研修その他地域等における登録者間の多職種交流連携の機会（以下「研修等」という。）を設けるよう努めるものとする。

2 前項の研修等においては、実施機関は、アドバイザー登録者に対し、講義等の協力を依頼するものとする。

3 実施機関は、登録者に対し、インターネット等を活用の上、登録者に対し、情報の提供に努めるものとする。

(登録者の責務)

第14条 登録者は、発達障害のある人及びその家族への支援に必要な発達障害の特性の理解及び支援技法の習得に努めるものとする。

2 登録者は、第1条の趣旨に沿って、登録者相互の情報交換や多職種間の連携に務めるものとする。

3 実践登録者は、登録後に実施される第4条第1項（1）アに規定する研修の運営等、協力を努めるものとする。

4 アドバイザー登録者は、第12条第1項に規定する要請への協力を努めるものとする。

5 アドバイザー登録者は、第13条第2項に規定する研修等への協力を努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行する。